

最後に「3」の各府県からの文書のほとんどは、知事または警察部長から出された逃走手配（二五件）およびその解除（三件）に関わるものである。例えば文書群三四の滋賀県警察部長から各府県警察部長に宛てた書類には、患者の氏名、住所や逃走日時に加えて、「丈五尺四寸位 色白 顔長 一見好男子」という人相や着衣、「江州訛」などという方言の特徴も記されている。逃走手配は、精神病患者監護法第五条にある監置患者が行方不明となった場合の行政庁への届出義務を受けたものと考えられるが、監置患者だけではなく、監置の必要はないが警察署が台帳で把握している（非監置患者も手配されている）。

今回の発表では事例が中心となったが、監置患者の監置開始時期や死亡時期などに関する数量的な分析はまた別の機会に紹介したい。なお、発表後に個人情報を含んだ史料の取り扱いについて若干の議論があった。昨今の個人情報管理をめぐる社会状況の厳しさを考えると、精神病者の生活史にまで踏み込んだミクロな視点をもつ調査研究にとって、その研究活動と個人情報保護との調整が今後も課題と思われた。

（愛知県立大学文学部）

（平成十七年五月例会）

*** 紹介 ***

溝上 國義 編

『日露戦争従軍記——軍医の陣中日記』

「日露戦争」と戦陣医療と言えば鴉外の「第二軍軍医部長臨時報告」がある。これは第二軍軍医部長森林太郎から野戦衛生長官小池直正への報告文章の纏めであり、主として第二軍軍医部の状況報告（野戦病院等の配置、戦死・戦傷者の状況、衛生材料等の充足状況等々）と第二軍の第一、三、四師団及び兵站部各軍医部長への訓示内容が掲載されている。

野戦での伝染病の発生、戦病死者の状況や衛生隊、野戦病院の戦間配置の状況等が正確に読み取れる。「出征軍医ノ用意ハ手術心二動カサレザルニ在リ軍医ハ状況止ムヲ得ザルトキ始メテ手術刀ヲ取ルベシ」。これも鴉外の配下への訓示の一例であるが、この「報告」では戦陣医療の概略は読み取れるが、第一線の医療現場の軍医や衛生兵の姿は見えない。

鴉外はこの出征中に満州から約二五七通の手紙を主として妻の林しげ子宛にも出している。この手紙では逆に全く戦況や勤務についての記載がなく、戦陣での私生活の便りである。恐らく防諜上の配慮からと思われるが、ここでも一人ひとりの「軍医」の姿と傷病兵の姿は読み取れない。

日露戦争当時の野戦での「軍医」の日常勤務や生活状況については、昨年十月に出版された溝上定男氏が残した「陣中日誌」が克明に私達にそれを伝えてくれるものとなった。

京都医学専門学校を卒業し、陸軍軍医学校に入學した溝上は、その後陸軍二等軍医となる。そして三三歳で満州のロシア軍攻撃の「第一軍」の軍医として出征した。溝上が野戦での一日一日の自分の業務を簡単に、しかし毎日、一九〇四年(明治三七)二月五日から一九〇五年(明治三八)八月三十一日まで記述したのがこの「陣中日誌」である。

朝鮮・仁川に二月三日に上陸した第一軍は、朝鮮を陸路北上し五月一日、義州で鴨緑江渡河作戦を試みる。「日誌」では「午後六時十分、病院開設の命令を受領し、総数九室を整備し：第一番室を以て我兵重傷者に、第二第三第四第五室を以て同軽症者に、第七番を以て露兵の病室に充てたり。病室は主として土民の家屋を使用せしを、不足の為、天幕を応用し：」「傷者収容は・我兵九十五名、露兵十一名：」「五月二日より五月六日に至る収容せる傷者は、我兵九十二名、露兵六十九名、計百六十一名にして、我平病者は七名あり、」（五月七日）と書いている。当時の戦争は、敵側の傷病兵にもきわめて人道的に処遇していた様子が窺える。

明治三十七年七月十日、戦闘の合間に看護長と付近を散歩している。そして、「……第十四連隊兵卒の戦死の墓を拝す。……此処は十人の墓地にて、樹木繁茂緑陰となる。……轟に悲惨の懷起り、戦争の無情を感ず。……」と戦争の空しさも記している。与謝野晶子が「君死にたまふこと勿れ」と詠った時期である。日露戦争の日本軍の戦死傷病者は総計で五万九四〇〇人と言われた。

翌年の二月二五日、「十月以来住み慣れし大柳峪を後にして出征の途に上らねばならん運命となった。土人は別れを惜しんで見送るのである。……」、奉天の会戦への出陣である。

日露戦争は一九〇五年(明治三八)九月にポーツマス条約で集結した。従って今年はその百年の記念である。今北方領土の口口の帰属問題が大きな政治的課題となっているが、このポーツマス条約で樺太の半分が新たに日本領土とされたが、注目すべきは千島列島(カムチャッカ半島の先端の島・占守島(シムシユ島)から得撫島(ウルツプ島)まで)も含んで北方領土はもともと日本の固有の領土とされていたことである。

この本は「日誌」を執筆した溝上定男氏の孫に当たる溝上国義氏が出版したものである。日露戦争での第一軍団の具体的な戦闘経過が克明に記述されていて、戦闘記録としての史料の価値は大きく、また野戦の医療部隊の「戦闘」の実体報告としても資料的価値は大であると思う。出版された溝上国義氏に敬意を表したい。

(註：明治三十七年二月に「日韓議定書」が締結され、朝鮮は日本の「植民地」化された)

(訪 昭三)

〔溝上定男著・溝上國義編・「日露戦争従軍記」、思文閣出版・京都市左京区田中関田町二一七・電話〇七五―七五一一七八一、二〇〇四年十月発行、A五判、一六〇頁、定価二八〇〇円税別〕